**農地(採草放牧地)使用貸借契約書**

貸主及び借主は、後記目録記載の農地につき、浅口市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の許可を得て、本日、次のとおり農地使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

この契約書は、２通作成して貸主及び借主がそれぞれ１通を所持し、その写１通を農業委員会に提出する。

令和　　　　年　　　　月　　　　日

(住所)

貸主(以下「甲」という。)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

(住所)

借主(以下「乙」という。)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

１. 使用貸借の目的物

甲は、農業委員会の許可に基づき、この契約書に定める条件で、乙に対して後記目録に掲載する農地（以下「本件農地」という。）を　　　　耕作の目的で無償にて貸し渡し、乙はこれを同目的で借り受けることを約した。

２.使用貸借の期間

　使用貸借の期間は、令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日までとする。

３．契約の解除

　　甲は、乙が本契約の定めに反し、本件農地を適正に利用していないと認められる場合、本契約を解除することができるものとする。

４. 無断転貸又は無断譲渡の禁止

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本件農地を第三者に転貸し又は使用貸借権を譲渡してはならない。

５. 修繕又は改良等

目的物の修繕又は改良が行われる場合には、甲乙協議のうえ行うものとする。

６. 費用負担

(1)　本件農地に対する租税は、甲が負担する。

(2)　かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、乙の負担とする。

(3)　農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

(4)　租税以外の公課等で第２号及び前号以外のものの負担は、別表３に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。

(5)　その他本件農地の通常の維持保存に要する費用は、乙の負担とする。

７. 目的物の返還

乙は、本契約が終了する日までに、本件農地を原状に復して甲に返還する。ただし、天災地変等の不可抗力により原状回復に相当期間を要する場合は、返還時期について甲乙協議するものとする。

８. 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

９. その他本契約に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1　　土地その他の物件の目録等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地その他の物件の表示 | | | | 附帯施設 | |
| 所　　在 | 地番 | 地目(種類) | 面積(数量) | 種類 | 数量 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別表２　修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修繕または改良の工事名 | 貸主及び借主の費用に関する支払い区分の内容 | 貸主の支払い額について借主の償還すべき額及び方法 | 備　考 |
|  |  |  |  |

別表３　その他　特約事項

|  |
| --- |
|  |

(裏面)

　　(記載要領)

１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

２　契約の目的物は別表１に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

　　土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量を記載してください。

　　「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、更にその土地の畦畔面積または土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して貸借している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。なお、一筆の農地の一部を貸借する場合は、図面を利用するなどして、貸借の対象が明確になるようにし、契約書に添付するようにしてください。

３　「農地を適正に利用していない」場合の例は、農地法第４条及び第５条に違反しているもの、農地法第32条第１項第１号に該当する場合などです。

４　目的物の修繕や改良についての負担区分を当事者間で取り決めた場合、その内容を別表２に記載してください。

　　修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び保障内容等を定めた場合は別表２の備考欄にこれらの事項を記載してください。